滑川市防災危機管理課 Instagram アカウント運用ポリシー

滑川市総務部防災危機管理課が運用する Instagram アカウントについて、運用方針を次のとおり定めます。

ご利用にあたっては、下記内容に同意の上ご利用ください。

１　目的

Instagram を活用することにより、消防団に関する情報などをより多くの皆さまに情報発信することを目的としています。

２　アカウント情報等

(1)アカウント名：　滑川市消防団

(2)URL：　https://www.instagram.com/namerikawa_syoboudan/

(3)アカウント運用者：　滑川市総務部防災危機管理課

３　投稿等への回答

本アカウントの利用者から送信されたコメント等に対し、原則として個別の回答を行わないものとします。ご意見やお問い合わせについては、滑川市ホームページの、お問い合わせページからお願いします。

https://www.city.namerikawa.toyama.jp/contact/index.html

４　禁止事項

利用者は、本アカウントの利用に当たって、次に掲げる行為をしてはならないものとします。

利用者による投稿について、市が、禁止事項に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿の全部又は一部の削除その他必要な措置を講じることができるものとします。

(1) 法令等に違反する、又は違反する恐れがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 政治、宗教活動を目的とするもの

(4) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為

(5) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長し、人権等を侵害する行為

(6) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等個人のプライバシーを侵害するもの

(7) 市又は第三者の著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの

(8) 本アカウントと関わりのない商品、店舗若しくは企業の紹介又は広報、宣伝等の営利を目的とした行為

(9) なりすまし、虚偽及び著しく事実と異なる情報又は正否の確認できない噂等を掲載する行為

(10)通信機能の妨害、情報の窃取又はアクセスを妨害する行為
(11)犯罪行為を助長するもの
(12)本アカウントから発信する内容の一部又は全部を改変する行為
(13)その他、アカウント運用者が不適切であると判断した行為

５　知的財産権

本アカウントで使用する著作物の著作権は原則として市又は市以外の正当な権利を有する者に帰属します。

また、市が送信する内容について、利用者は、「私的使用のための複製」、「引用」等著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用することはできません。

６　個人情報

個人情報（滑川市個人情報保護条例（平成 17 年滑川市条例第 12 号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する個人情報をいう。）について、条例の規定に基づき、適切に収集、利用及び管理するものとします。

７　免責事項

(1)　本アカウントが掲載または送信する情報の正確性については万全を期しておりますが、本アカウントが掲載又は送信する情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
(2)　利用者が本アカウントの情報を利用又は信用したことにより生じた直接又は間接的な損害については、一切の責任を負いません。
(3)　利用者が本規約に違反したこと又は第三者の権利を侵害したことに起因又は関連して生じた全ての苦情及び請求について、一切の責任を負いません。
(4)　予告なく本アカウントに掲載する情報を変更又は削除し、サービスの運用を中止する場合があります。
(5)　予告なく本規約を変更する場合があります。